

smart oasis システムサービス利用規約新旧対照表

新	現行
(目的) 第 1 条 略 (定義) 第 2 条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。 <u>(1)「本サービス」とは、インターネット等の通信回線を通じてデータ・センタから当社が契約者へサービス仕様書に定める機能を提供する「充電スタンド設置者向け smart oasis システムサービス」をいうものとします。</u> <u>(2)「オプションサービス」とは、本サービスを構成する付加的なサービスをいうものとし、その内容についてはサービス仕様書に記載のとおりとします。</u> <u>(3)「サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していうものとします。</u> <u>(4)「充電器」とは、通信機器を実装し、携帯回線を通じ当社データ・センタに接続 可能な電気自動車用充電器をいうものとします。</u> (5)「充電器メーカー」とは、充電器を製造・販売しているメーカーをいうものとします。 <u>(6)「充電器設置者」とは、充電サービスを提供するために充電器を設置する法人をいうものとします。</u> <u>(7)「通信機器」とは、充電器に組み付けることで携帯回線を通じ当社データ・センタへ接続可能となる機器をいうものとします。</u> <u>(8)「契約者」とは、充電器設置者のうち、本条第 1 2 号に規定する利用契約にもとづいて本サービスを利用する法人をいうものとします。</u> <u>(9)「クライアント機器等」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって契約者が所有し、またはリースを受けもしくは賃借するネットワーク通信機器、PC、サーバ、その他のハードウェアおよびソフトウェア等を総称していうものとします。</u> <u>(10)「データ・センタ」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。なお、当該施設には、当社が任意に指定するクラウドサービス事業者が運営する Microsoft Azure や Amazon AWS 等のパブリック・クラウド（以下単にパブリック・クラウドと称します）を含むものとします。</u>	(目的) 第 1 条 略 (定義) 第 2 条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。 (1)「本サービス」とは、インターネット等の通信回線を通じてデータ・センタから当社が契約者へサービス仕様書に定める機能を提供する「充電スタンド設置者向け smart oasis システムサービス」をいうものとします。 (2)「充電器」とは、通信機器を実装し、携帯回線を通じ当社データ・センタに接続 可能な電気自動車用充電器をいうものとします。 (3)「サービス仕様書」とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供方法、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していうものとします。 (4)「充電器メーカー」とは、充電器を製造・販売しているメーカーをいうものとします。 (5)「充電器設置者」とは、充電サービスを提供するために充電器を設置する法人をいうものとします。 (6)「通信機器」とは、充電器に組み付けることで携帯回線を通じ当社データ・センタへ接続可能となる機器をいうものとします。 (7)「契約者」とは、充電器設置者のうち、本条第 1 0 号に規定する利用契約にもとづいて本サービスを利用する法人をいうものとします。 (8)「クライアント機器等」とは、契約者が本サービスを利用するにあたって契約者が所有し、またはリースを受けもしくは賃借するネットワーク通信機器、PC、サーバ、その他のハードウェアおよびソフトウェア等を総称していうものとします。 (9)「データ・センタ」とは、契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいうものとします。

(11)「利用契約」とは、本規約にもとづき契約者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約をいうものとし、<u>サービス変更契約が締結された場合にはサービス変更契約を含むものとし</u>ます。 (12)「利用開始日」とは、契約者が本サービスを利用できる状態になる日として当社により定められた日をいうものとします。 (13)「サービス利用期間」とは、<u>利用契約にもとづく本サービスの利用期間をいうもの</u>とします。 (14)「サービス変更契約」とは、<u>契約者がオプションサービスの変更を希望する場合において、利用契約の締結後に契約者と当社との間で締結するオプションサービスの変更に関する契約をいうものとし</u>ます。 (15)「変更適用日」とは、<u>サービス変更契約にもとづくオプションサービスが本サービスに適用される日のこと</u>をいうものとします。 (16)「サービス利用料金」とは、<u>本サービス提供の対価として当社が契約者に請求する月額の利用料金をいうものとし、その金額は利用契約において定められるものとし</u>ます。 (17) 略 (18) 略 (本規約の適用) 第 3 条 略 (本規約等の変更) 第 4 条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、次条にもとづく契約者への通知により、本規約（サービス仕様書を含む）および利用契約に規定のサービス利用料金を随時変更できるものとします。契約者は当該変更について同意できないときは、第14条第4項に従って契約者が変更後1か月以内に当社所定の方法により当該変更を不服とする旨を当社に通知のうえ解約できるものとします。契約者は、本条にもとづく解約について当社に一切の損害賠償請求を行わないものとします。 (契約者に対する通知) 第 5 条 略 (本サービスの内容・範囲) 第 6 条 1. ～3 略 4. サービス仕様書において、本サービスがパブリック・クラウドを用いる旨規定されている場合には、<u>契約者は、本サービスが当該パブリック・クラウドを用いて提供されるサービスであること、したがって当該パブリック・クラウドの提供事業者が定める条件および仕様の範囲で本サービスが提供されるものであることを了解するもの</u>とします。 (システム管理者の選任) 第 7 条 略 2. 契約者は、システム管理者およびその連絡先に変更が生じた場合には速やかに当社に通知するものとします。 3. 契約者は、システム管理者を同時に2名まで選任できるものとします。この場合、それぞれのシステム管理者が単独でシステム管理者としての権限を有するものと	(10)「利用契約」とは、本規約にもとづき契約者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約をいうものとします。 (11) 略 (12) 略 (本規約の適用) 第 3 条 略 (本規約等の変更) 第 4 条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、次条にもとづく契約者への通知により、本規約（サービス仕様書を含む）および利用契約に規定のサービス利用料金を随時変更できるものとします。契約者は当該変更について同意できないときは、契約者が変更後1か月以内に当社所定の方法により当該変更を不服とする旨を当社に通知のうえ解約できるものとします。契約者は、本条にもとづく解約について当社に一切の損害賠償請求を行わないものとします。 (契約者に対する通知) 第 5 条 略 (本サービスの内容・範囲) 第 6 条 1. ～3 略 (システム管理者の選任) 第 7 条 略
---	--

します。 (システム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードの通知) 第 8 条 当社は、利用開始日までにシステム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードを契約者へ通知するものとします。 削除 (運用停止) 第 9 条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。 (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータ・センタもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由により本サービスが提供できない場合 (2) 当社がデータ・センタの保守を実施する場合 (3) <u>当社システムまたは本サービスの提供に必要な第三者が提供するシステム等においてシステムの保守を実施する場合</u> (4) <u>充電器等の障害またはデータ・センタまでの通信サービスの不具合等充電器の通信環境の障害が発生した場合</u> 削除 (5) <u>第 2 9 条第 2 項第 1 号、第 3 号乃至第 8 号に規定の事由が発生した場合</u> (6) <u>法令等の改正・成立による新しい規制、又は司法・行政命令等が適用された場合</u> (7) <u>その他非常事態が発生した場合</u> 2. 略 3. 略	(システム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードの通知) 第 8 条 当社は、利用開始日までにシステム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードを契約者へ通知するものとします。 2. 契約者は、システム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワードを、自己の責任のもとで厳格に管理し、第三者に使用させてはならないものとします。 3. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。 4. 契約者は、ID 等が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。 (運用停止) 第 9 条 当社は、次の各号に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとします。 (1) 電力会社の電力供給の中断またはデータ・センタもしくは通信設備の障害等やむを得ない事由による場合 (2) 当社がデータ・センタの保守を実施する場合 (3) 充電器等の障害またはデータ・センタまでの通信サービスの不具合等充電器の通信環境の障害が発生した場合 (4) <u>当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入が発生した場合（発生したと当社が判断した場合を含む）</u> (5) <u>当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受が発生した場合（発生したと当社が判断した場合を含む）</u> (6) <u>当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して損害が発生した場合（損害が発生する恐れがある場合を含む）</u> (7) <u>刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、搜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分に起因して損害が発生した場合（損害が発生する恐れがある場合を含む）</u> (8) <u>天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行等不可抗力その他当社の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合</u> (9) <u>第 23 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号乃至第 9 号に規定の事由が発生した場合</u> (10) その他非常事態が発生した場合 2. 略 3. 略
---	---

(再委託)

第 10 条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（本規約において再々委託以降を含み、以下再委託先と称します）できるものとします。

2. 前項の場合、当社は、第 2 5 条、第 2 6 条、その他本規約にもとづき当社が負担する義務を当社の責任において当該再委託先に課すものとします。

(サービスレベルアグリーメント)

第 11 条 略

(利用契約およびサービス変更契約)

第 12 条 契約者が利用契約またはサービス変更契約の締結を希望する場合、契約者が当社所定の「充電器設置者向け smart oasis システムサービス利用申込書」（以下利用申込書と称します）にもとづき本サービスの提供を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「充電器設置者向け smart oasis システムサービス利用申込書」（以下利用申込書と称します）を契約者に送付した時または契約者と当社間で「充電器設置者向け smart oasis システムサービス変更契約書」を締結した時に利用契約は成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 第 15 条第 2 項に該当する場合
- (5) 競合調査を目的として利用申込みをする意図を有していると当社が判断した場合
- (6) 前各号のほか、利用契約またはサービス変更契約の承諾が不適切と当社が判断する場合

2. 利用開始日または変更適用日は、利用申込書または変更契約書に記載のとおりとします。

3. 利用契約において別段の定めのない限り、利用期間満了日の 1 か月前までに、契約者から当社に対する文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

ただし、本サービスの利用にあたり、契約者が充電器メーカーと充電器に係る保守契約を締結している場合、当該保守契約が終了した時点をもって利用契約が終了するものとします。

(契約者による利用契約の解約)

第 13 条 契約者は、1 か月前までに当社所定の方法に従い当社に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項の解約がサービス利用期間内になされる場合、当社は、次条にもとづき、解約金の支払を契約者に請求できるものとします。

(再委託)

第 10 条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託（以下再委託先と称します）できるものとします。

(サービスレベルアグリーメント)

第 11 条 略

(利用契約およびサービス変更契約)

第 12 条 契約者が利用契約またはサービス変更契約の締結を希望する場合、契約者が当社所定の「充電器設置者向け smart oasis システムサービス利用申込書」（以下利用申込書と称します）にもとづき本サービスの提供を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「充電器設置者向け smart oasis システムサービス利用申込書」（以下利用申込書と称します）を契約者に送付した時に利用契約は成立するものとします。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者による申込みを拒否できるものとします。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 第 13 条第 2 項に該当する場合

(5) 前各号のほか、利用契約またはサービス変更契約の承諾が不適切と当社が判断する場合

2. 利用開始日は、利用申込書に記載のとおりとします。

3. 利用契約において別段の定めのない限り、利用期間満了日の 1 か月前までに、契約者から当社に対する文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

(解約金)

第14条 本条第4項に定める場合を除き、サービス利用期間内（第12条第3項にもとづき更新された場合は更新期間内とし、以下同様とします）に契約者が前条にもとづき利用契約を解約する場合、また契約者の責に帰すべき事由もしくは第15条第2項により利用契約が解約された場合、当社は解約日の属する月の翌月からサービス利用期間の満了日の属する月の月末までの月数に対し、解約日の属する月のサービス利用料金を乗じた金額を解約金として契約者に請求できるものとします。

2. 契約者がサービス利用期間内にサービス変更契約によりオプションサービスを減少させる場合、当社は、変更適用日の属する月の翌月からサービス利用期間満了日または終了日の属する月の末日までの月数に対し、オプションサービスの減少に伴うサービス利用料金の差額を乗じた金額を解約金として契約者に請求できるものとします。

3. 契約者は、当社の請求後1か月以内に前2項の解約金を当社に支払うものとします。

4. 第1項および第2項にかかわらず、本規約（サービス仕様書を含む）または利用契約に規定のサービス利用料金が変更された場合、契約者は、変更後1か月以内に当社所定の方法により当該変更を不服とする旨を当社に通知したうえで利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。この場合、契約者は、本条にもとづく解約金の支払義務を負わないものとします。

(当社による利用契約の解約および本サービスの停止)

第15条 当社は、3か月前までに契約者に通知することにより、または第29条第2項第8号により本サービスが提供できない場合、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。

(1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき

(2) 支払の停止、手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは電子債権記録機関による取引停止処分もしくはこれと同等の措置を受けたとき

(3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき

(4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき、または監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(5) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと当社が判断するとき

(6) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、当社の催告にかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合

(7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合

(8) その他、当社が利用契約を解約しまたは本サービスを停止する必要があると合理的に判断する場合

3. 契約者は、前項各号の一にでも該当した場合には、当社よる何らの通知、催告等がなくとも利用契約より発生する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。

4. 第1項または第2項による利用契約の解約または本サービスの停止により、契約者またはユーザーその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責

(当社による利用契約の解約および本サービスの停止)

第13条 当社は、3か月前までに契約者に通知することにより、または第23条第1項第(1)号により本サービスが提供できない場合、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にでも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービスを停止できるものとします。

(1) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続等の倒産処理手続（本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき

(2) 支払いの停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき

(4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき

(5) 信用状態が悪化し、またはその虞があるものと当社が判断するとき

(6) 契約者がサービス利用料金の支払いを遅滞し、当社の催告にかかわらず延滞が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその虞があるものと判断される場合

(7) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合

3. 第1項または第2項による利用契約の解約または本サービスの停止により、契約者またはユーザーその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責

任も負わないものとします。 5. 第1項にもとづき本サービスの全部または一部を当社が解約する場合、当社は既に支払われているサービス利用料金のうち、解約する本サービスについて提供しない月数（解約日の属する月の翌月から計算）に対応する金額を契約者に返還するものとします。 (サービス利用料金) 第16条 サービス利用料金は、利用契約において定められるものとします。 2. サービス利用料金は、利用開始日の属する月から課金されるものとします。ただし、利用開始日が1日以外の場合には、利用開始日が属する月の翌月から課金されるものとします。 3. サービス変更契約が成立した場合、変更適用日が属する月の翌月から変更後のオプションサービスに係るサービス利用料金が適用されるものとします。 4. 契約者が第13条にもとづき利用契約を解約した場合、または契約者の責に帰すべき事由もしくは第1条第2項により利用契約が解約された場合、契約者は、解約日が属する月に係るサービス利用料金の全額について支払義務を免れないものとします。 5. 前二項の規定は第14条にもとづく解約金の支払について影響を与えるものではないものとします。 (支払条件) 第17条 契約者は、利用契約において別段の定めのない限り、当月分のサービス利用料金を翌月末日までに当社に支払うものとします。 2. 契約者は、サービス利用料金に対し、消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を併せて当社に支払うものとします。 3. 契約者が当社に対する支払いを行わない場合、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払金額に年14.6%の利率を乗じた金額を遅延利息として契約者に請求できるものとします。 4. 契約者の当社に対する支払いは、当社が指定する銀行口座への現金振込によるものとし、振込手数料は契約者の負担とします。 (禁止事項) 第18条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。 (1) ～ (16) 略 (17) 競合サービス等の調査の目的で利用する等、当社が不適切と判断する行為 (18) 本サービスの趣旨に照らして、本来の目的とは異なる目的で利用する行為 (19) 略 (20) 略 2. 略 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契	任も負わないものとします。 (禁止事項) 第14条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとします。 (1) ～ (16) 略 (17) 略 (18) 略 2. 略 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契
--	--

約者が提供または送受信する（契約者の利用となされる場合も含む）情報（第 21 条のデータを含む）を監視する義務を負わないものとします。 （ID 等の管理） 第 19 条 契約者は、システム管理者用 ID およびシステム管理者用パスワード（以下併せて ID 等と称します）を厳重な注意をもって管理（パスワードの適宜変更を含む）するものとし、システム管理者以外の第三者に開示してはならないものとします。 2. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。 3. 契約者は ID 等を失念した場合、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。ただし、当該 ID 等によりなされた利用は、契約者によりなされたものとみなし、契約者は、本サービスにもとづく当社に対する一切の債務を免れることはできないものとします。 （クライアント機器等の設置および維持） 第 20 条 契約者は、サービス仕様書の定めに従い、自らの負担と責任においてクライアント機器等を設置するものとします。 2. 本サービスの利用にあたり必要となる通信回線利用料その他これに係る諸経費は、サービス利用料金には含まれず、契約者が負担するものとします。 3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自らの負担と責任においてクライアント機器等を正常に稼働させるよう維持したうえで、本サービスを利用するものとします。 （データの管理） 第 21 条 契約者は、本サービスの利用に伴い当社のデータ・センタとの間で送受信される、またはその他何らかの方法で当社と契約者の間で授受される契約者に関するデータ（以下データと称します）について、自らの負担と責任においてバックアップを行うものとします。 2. 契約者は、データの内容の適切性を自らの責任において判断のうえ、本サービスを利用するものとします。 3. 本サービスの利用に起因するデータの滅失または損傷については、当社はいかなる責任も負わないものとします。 4. 当社は、本サービスが終了した場合、データ・センタに蓄積された契約者に関するデータを消去するものとします。 削除	約者が提供または送受信する（契約者の利用となされる場合も含む）情報を監視する義務を負わないものとします。 （クライアント機器等の設置および維持） 第 15 条 契約者は、自らの負担と責任で必要となるクライアント機器等を設置し、支障を来たさないようにクライアント機器等を正常に稼働させ、当社のデータ・センタにインターネット等の通信回線を通じてアクセスするものとします。なお、通信回線は契約者が準備し、その費用を負担するものとします。 （データの管理） 第 16 条 当社は、本サービスを利用して作成された契約者のデータ（以下データと称します）についてはバックアップを行わないものとします。 2. 当社は、契約者のデータが利用契約の目的以外に利用される事のないように契約者データへの不正アクセス、紛失、破壊および漏洩に対し合理的な安全対策を講じるものとします。 3. 契約者は、利用契約が終了した時、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたソフトウェアおよびそれに関わるすべての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製を含む、以下同じ。）を直ちに当社に返却し、クライアント機器等に格納されたソフトウェアおよび資料等は契約者の責任で消去するものとします。 4. 当社は、利用契約が終了した時、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等を契約者へ返還しデータ・センタに記憶された資料等は、当社の責任で消去するものとします。 5. 利用期間終了後、契約者が引き続きご利用になる場合は、新たに本サービスに関する継続に係る契約を締結していただくものとします。
---	---

(情報や資料等の提供) 第 22 条 契約者は、当社からの要請がある場合、本サービスの履行に必要とされる情報または資料等(以下併せて資料等と称します)を無償で当社に提供するものとします。 2. 当社は、本サービス遂行上必要な範囲内で資料等を利用できるものとします。 3. 本サービスの履行にあたり、契約者の事務所等で当社が作業を実施する必要がある場合、契約者は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む)を無償で当社に提供するものとします。 4. 契約者が提供した資料等の誤り、または作業実施場所の提供遅延等によって生じた本サービスの履行遅滞等について、当社はその責を負わないものとします。 (債権、債務の譲渡) 第 23 条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとします。 (知的財産権の取扱い) 第 24 条 契約者は、利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、利用契約に基づく本サービスの提供は、利用契約に明示的に定める以外の知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、契約者は利用契約により認められた範囲で使用する場合を除き、方法または形態の如何を問わず、これらを当社に無断で複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版等の方法により使用してはならないものとします。 2. ～4. 略 (秘密の保持) 第 25 条 契約者および当社は、利用契約の履行に関連して秘密または非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報(以下併せて秘密情報と称します)を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。なお、契約者および当社は、秘密情報を相手方に口頭にて開示する場合には、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえで、開示後速やかに秘密情報の内容を記載した文書を相手方に交付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。 (1) 相手方より開示を受けた時点において秘密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの (2) 相手方に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの (3) 秘密情報によらず独自に開発したもの (4) 相手方より開示を受けた時点において既に公知のもの、または本規約および利用契約に違反することなく、公知となったもの (5) 相手方が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの 2. 略 3. 契約者および当社は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。 4. 契約者および当社は、秘密情報を利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、利	(債権、債務の譲渡) 第 17 条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとします。 (知的財産権の取扱い) 第 18 条 契約者は、利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとします。 2. ～4. 略 (秘密の保持) 第 19 条 契約者および当社は、利用契約の履行に関連して秘密もしくは非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の情報(以下秘密情報と称します)を、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。 (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの (2) 契約者または当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの 2. 略 3. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。 4. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービス遂
--	--

用契約の目的の範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて複製等と称します）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。

5. ～7. 略

（個人情報の保護）

第 26 条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいい、以下同じ）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条規定の第 3 項乃至第 6 項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

（情報漏洩時の対応）

第 27 条 契約者および当社は、秘密情報または個人情報の漏洩の事実を覚知した場合は、直ちに相手方へ通知するとともに、対応策について協議するものとします。

（免責）

第 28 条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者ユーザーのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

2. 本サービスを利用するために必要なセキュリティ対策（コンピュータ・ウィルスの感染防止、不正アクセス防止、及び情報漏えい防止等の対策）、ハードウェアおよびソフトウェアその他の設備については、契約者が自ら用意するものとし、契約者は、当該設備等の使用に関する契約等に従うものとします。なお、当該設備等に起因して契約者に発生した損害については、当社は、一切責任を負わないものとします。

3. インターネット・サービス事業者等のサービス中断または回線混雑によるネットワーク遅延、ならびに契約者のハードウェアおよびソフトウェア等設備の欠陥により、データの伝送遅延、抽出不能、アップロード不能、ダウンロード不能、伝送不能または削除不能等が発生した場合でも、当社は、契約者に対して一切責任を負わないものとします。

4. 契約者はパブリック・クラウドの利用規約を自己の費用と責任で遵守するものとします。契約者と当該パブリック・クラウドを運営する外部事業者、他の契約者その他の第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、契約者の責任において処理および解決するものとし、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、当社は当該取引、連絡、紛争等について一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、パブリック・クラウドについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を何ら保証しません。契約者がパブリック・クラウドを利用して取得したデータについては、契約者の費用と責任において管理を行うものとします。

6. 当社は、パブリック・クラウドにおける仕様等の変更によって本サービスの一

行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を複製または改変（以下併せて複製等と称します）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。

5. ～7. 略

（個人情報の保護）

第 20 条 当社は、本サービスの実施に伴い契約者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいい、以下同じ）を本サービス利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、関係法令等にもとづき、適切に取り扱うものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条規定の第 3 項乃至第 6 項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

（情報漏洩時の責任）

第 21 条 当社の責に帰すべき事由により秘密情報または個人情報が漏洩し、これにより契約者に損害が生じた場合、当社は契約者に対し第 23 条第 2 項に定める損害賠償責任を負うものとします。

（免責）

第 22 条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザーのデータに関し、正確性、完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的への適合性または特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとします。

部もしくは全ての利用が制限される場合（本サービス上で予期しない動作が生じる場合を含む）でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

（損害賠償）

第 29 条 本サービスの利用に関連して、当社が自己の責めに帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合、当社の負担する損害賠償の累積総額は、債務不履行、法律上の契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、利用契約の解約の有無にかかわらず、別途甲乙間で締結の smartoasis システムサービス利用契約の損害発生月のサービス利用料金相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、予見すべきであったか否かを問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由に起因して契約者に生じた損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。これによって契約者に生じた費用は契約者が負担するものとします。

- (1) クライアント機器等の障害またはデータ・センタまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (2) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する問題
- (3) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入
- (4) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受その他のサイバー攻撃
- (5) パブリック・クラウドに起因する、本サービスの停止、中断その他本サービスの提供に不具合、支障が生じた場合
- (6) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないこと
- (7) 当社に対する刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分の実施
- (8) 天災地変、戦争・事変、テロ行為、公共インフラのサービス停止、サイバー攻撃、火災、伝染病等の流行、法令等の改正、各国政府機関による経済制裁やロックダウン等の規制措置その他当社の合理的な制御が及ばない事由による、本サービスの停止、原材料その他必要なリソースの不足又は調達不能、中断その他本サービスの提供に不具合、支障が生じた場合

削除

3. 当社は、契約者が権利を行使できる時から 1 年間が経過した後は第 1 項の損害賠償責任を負わないものとします。

（損害賠償）

第 23 条 利用契約において明示的な定めのある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じる契約者、ユーザー、その他の第三者における一切の損害（これには、次の各号の事由に起因する損害を含みますがこれらに限定されないものとします）について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても当社は損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、テロ行為、致死的な伝染病の流行その他の不可抗力
- (2) クライアント機器等の障害またはデータ・センタまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) データ・センタからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのデータ・センタ等本サービスに係る設備への侵入
- (5) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ないデータ・センタ等本サービスに係る設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 業務プログラムおよびデータベースに起因して発生した損害
- (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令もしくは法令にもとづく強制的な処分に起因して発生した損害

(9) その他当社に故意がない場合

2. 本サービスに関連して当社が損害賠償責任を負う場合、当社の負担する損害賠償金額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因

(輸出管理等) <u>第 30 条 契約者が本サービスを日本国外で利用する場合または日本国内の非居住者に利用させる場合、契約者は事前に当社が求める情報を文書または電子メールにて提供するものとします。</u> <u>2. 契約者は前項にもとづき当社に情報の提供を行ったうえで、日本国「外国為替及び外国貿易法」等輸出に関する関連法規その他適用される一切の国内外の法令を遵守し、自己の責任で必要な手続きをとるものとします。</u> (反社会的勢力の排除) <u>第 31 条 当社および契約者は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下あわせて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>(1) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的とを問わず、不当に暴力団等を利用すること</u> <u>(2) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること</u> <u>(3) 百社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>(4) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと</u> <u>(5) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害すること</u> 2. 当社および契約者は、相手方が前項の規定に違反した場合、相手方に対する何らの通知、催告を要せずに、利用契約の全部または一部について解除することができるものとします。 3. 契約者が第 1 項の規定に違反した場合、契約者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちに当社に弁済しなければ	の如何にかかわらず、また、本サービスの解約の有無にかかわらず、損害発生月のサービス利用料金相当額を限度とするものとします。なお、特別の事情によって生じた損害および逸失利益等については、その予見の有無を問わず、当社はいかなる責も負わないものとします。 (反社会的勢力の排除) 第 24 条 契約者は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下あわせて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 3 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。 (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を問わず、不当に暴力団等を利用すること (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害すること 2. 当社は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部について解除することができるものとします。 3. 契約者が第 1 項の規定に違反した場合、契約者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちに当社に弁済しなければ
--	---

ならないものとしします。 4. 当社または契約者が第1項の規定に違反し、<u>相手方が第2項にもとづき利用契約を解除したことにより違反者に損害が発生した場合でも、相手方は一切の賠償責任を負わないものとしします。</u> 5. 当社または契約者が第1項の規定に違反し、<u>相手方が第2項にもとづき利用契約を解除したことにより相手方に損害が発生した場合、相手方は違反者に対し、損害賠償を請求することができるものとしします。</u> (本規約の有効性等) <u>第 32 条</u> 略 (準拠法および提供地域) <u>第 33 条</u> 略 (管轄裁判所) <u>第 34 条</u> 略 (協議) <u>第 35 条</u> 略	ならないものとしします。 4. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとしします。 5. 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことにより当社に損害が発生した場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとしします。 (本規約の有効性等) <u>第 25 条</u> 略 (準拠法および提供地域) <u>第 26 条</u> 略 (管轄裁判所) <u>第 27 条</u> 略 (協議) <u>第 28 条</u> 略
--	---